

特設人権相談



8月は、通常の人権相談と併せて、登記に関する相談を法務局霧島支局の登記官が受けます。予約は不要です。

日時 8月23日(火) 10時～15時

場所 大口元気こころ館

問い合わせ先

市民課人権啓発・市民相談係

☎ 1311

宮人川を きれいにしよう

約200mの範囲を河底清掃します。清掃道具は事務局で準備します。長靴など濡れてもよい服装で、中学生以上の地域住民の方々、ふるってご参加ください。

終了後にバーベキューを開催します。

日時 8月21日(日) 10時～12時

集合場所 ビオトープ あったらし村(宮人川河口)

参加費 無料

申込・問い合わせ先 NPO法人「水と地球」

☎ 080・2720・0632 (山口)

平成28年度 伊佐市職員採用試験

試験区分及び採用予定人員

一般行政Ⅰ(一般事務)

若干名

一般行政Ⅰ(一般事務・身体に障がいのある人)

若干名

※一般事務または技術に従事

一般行政Ⅱ(土木)

若干名

※専門的な技術または一般事務に従事

受験資格

次の試験区分ごとの要件を満たす人

※日本国籍を有しない人、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。

一般行政Ⅰ(一般事務)及び一般行政Ⅰ(一般事務・身体に障がいのある人)

昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人(来年3月卒業見込みの人を含む。)

一般行政Ⅱ(土木)

昭和51年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人(来年3月卒業見込みの人を含む。)

一般行政Ⅱ(土木)

昭和51年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人(来年3月卒業見込みの人を含む。)

試験日時

一般行政Ⅰ(一般事務)

9月18日(日) 8時30分～

一般行政Ⅱ(土木)

9月18日(日) 13時～

試験会場

大口ふれあいセンター3階

多目的ホール

第1次試験

一般行政Ⅰ(一般事務)

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験

一般行政Ⅱ(土木)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

第2次試験

面接試験

※1次試験合格者のみ

採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、平成29年4月以降、必要に応じて採用されます。

受験手続

総務課に備え付けの受験申込書兼履歴書(上半身写真貼付)に記入のうえ、受付期間内に提出してください。

※郵送の場合は、82円切手を貼った返信用封筒を同封。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

受付期間

8月1日(月)～19日(金)

8時30分～17時15分

※土日、祝日は除く

提出・問い合わせ先

総務課職員係(大口庁舎)



☎ 1311

先着順に
随時受付中

伊佐市の土地が 最低価格で購入できます

市有財産（土地）の払下げを引き続き実施します。購入は先着順となりますので、希望する人はお早めに申し込みください。なお、所在地図や現地写真は財政課で閲覧されるか、市ホームページをご覧ください。

物件番号	所在地	地目	面積	最低価格
1	伊佐市大口大田 750 番 2	宅地	171.82 m ² (52.0 坪)	2,581,000 円
	伊佐市大口大田 750 番 8	宅地	186.78 m ² (56.5 坪)	
2	伊佐市大口大田 750 番 7	宅地	258.29 m ² (78.1 坪)	1,674,000 円
3	伊佐市大口上町 12 番 13	宅地	167.44 m ² (50.7 坪)	2,595,000 円
4	伊佐市大口上町 37 番 9	宅地	145.98 m ² (44.2 坪)	2,155,000 円
5	伊佐市大口上町 27 番 3	宅地	223.66 m ² (67.7 坪)	4,592,000 円
6	伊佐市菱刈川北 2081 番 3	宅地	98.09 m ² (29.7 坪)	550,000 円
7	伊佐市菱刈重留 1438 番 5	宅地	745.21 m ² (225.4 坪)	3,423,000 円
9	伊佐市大口里 1873 番 14	宅地	220.68 m ² (66.8 坪)	2,457,000 円
	伊佐市大口里 1873 番 20	宅地	20.47 m ² (6.2 坪)	
10	伊佐市大口里 1873 番 9	宅地	176.61 m ² (53.4 坪)	2,272,000 円

申込・問い合わせ先 財政課管財係（大口庁舎 2 階） ☎ 1 3 1 1

--- 男女共同参画社会 --- 女性の公職参加状況

市では、委員会・審議会等の委員の女性登用率向上のため、一般公募などにより女性委員が増え、積極的に団体に属して活動できるよう、市役所全体で取り組んでいます。女性自身が委員等になりたがらないといった課題はありますが、積極的に団体に属し、学習しながら第一歩を踏み出してみましよう。

まずは、自治会やコミュニティ、PTAなど地域の身近な団体で「みんなのために」安全・安心な地域づくりなど女性の発案を実行していきましょう。

女性の公職参加状況（年度末調べ）

年 度	21	22	23	24	25	26	27
審議会等数	50	50	50	48	48	51	59
うち女性委員の いる審議会等数	41	41	41	41	42	45	49
委員総数（人）	642	655	686	657	653	690	763
うち女性委員数 （人）	137	136	146	141	143	153	154
女性委員 比率（%）	21.3	20.8	21.3	21.5	21.9	22.2	20.2

問い合わせ先 企画政策課共生協働推進係 ☎ 1 3 1 1

6月23日～29日の「男女共同参画週間」では、市立図書館で関連本の展示を行いました。



菱刈図書館



大口図書館



▲平成28年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

生活困窮者の自立に向けたお手伝い

～ひとりで抱える「どうしよう…」を支援します～

対象者

働きたくても働けない、住む所がないなど生活全般にわたって困りごとをお持ちで、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人(生活困窮者)。ただし、生活保護を受給中の人は対象になりません。

相談内容の例

- 生活に困っているが、相談先がわからない。
- 生活費が少なくなってきたけど働きたいが、ずっと働いていないので就職が不安。
- 収入があっても過去の借金返済に追われ、眠れない日が続き悩んでいる。
- 失業や自営業の廃業により住居を失った、または失うおそれがある。
- 家族が引きこもっており何とかしたいが、相談できる人がいない。



主な支援内容

相談支援員がお話を聞き、問題点を整理しながらどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えます。希望により具体的な支援プランを作成し、就労支援や各種制度活用のアドバイス、より専門的な支援機関へのつなぎを行います。



相談方法

まずは、お電話ください。福祉課面接室での面接または窓口に行くことができない場合は相談支援員が自宅を訪問し、直接お話を聞きます(予約制)。

なお、相談は無料で、相談内容については、相談者から同意を得られた場合のみ各種支援関係機関に情報を提供することとし、秘密は固く守ります。

相談・問い合わせ先 福祉課保護係(生活自立相談支援窓口) ☎②1311

浄化槽法定検査(法第11条)受検のお願い

浄化槽の保守点検と清掃が適正に行われているか、また適正な使用により浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査します。検査対象となった浄化槽(設置年度ごとに対象となります)については、事前に知事が指定した検査機関である(公財)鹿児島県環境検査センターから日程通知があります。検査員が事前に通知した検査日にお伺いし、現場での検査と、浄化槽の放流水を採水し持ち帰っての水質検査を行います。必ず受検してください。

注意：(有)大口・伊佐清掃社が行う保守点検とは別のものです。



検査手数料(5～10人槽)

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査料金	4,000円	6,000円

問い合わせ先

(公財)鹿児島県環境検査センター ☎099・296・9000
 鹿児島県生活排水対策室 ☎099・286・3685
 環境政策課環境保全係 ☎②1060

確認じゃ!

平成 28 年度
臨時福祉給付金

臨時福祉給付金を支給します

年金生活者等支援臨時福祉給付金
(障害・遺族基礎年金受給者向け)

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、今年度も「臨時福祉給付金」が支給されます。

また、障害・遺族基礎年金受給者を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」も支給されます
(平成 28 年度前半支給の「年金生活者等支援臨時福祉給付金 (低所得高齢者向け)」受給者を除く)。

対象者には 9 月頃お知らせします。

支給対象者 基準日 (平成 28 年 1 月 1 日) において、次のすべてに該当する人

- (1) 伊佐市に住民登録している
- (2) 平成 28 年度の市民税 (均等割) が課税されていない
- (3) 市民税 (均等割) が課税されている人に扶養されていない
- (4) 生活保護制度の被保護者ではない

上記に該当し、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人は「年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)」の支給対象にもなります。

※ただし、平成 28 年度前半支給の「年金生活者等支援臨時福祉給付金 (低所得高齢者向け)」対象・受給者を除く

給付額 ◎ 平成 28 年度「臨時福祉給付金」の支給額は、支給対象者 1 人につき 3,000 円。

◎ 「年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)」の支給額は、支給対象者 1 人につき 30,000 円。

「振り込め詐欺」にご注意ください!

- 市や厚生労働省などが ATM (銀行・コンビニなどの現金自動預払機) の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」を支給するために、メールで手続きをお願いすることや手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市や厚生労働省などが世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することはありません。
- 市や厚生労働省 (の職員) などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市や伊佐警察署 (☎20110) または警察相談専用電話 (#9110) にご連絡ください。

問い合わせ先 福祉課社会福祉係 ☎231311

夏に多い脳梗塞に注意

脳卒中による死亡者の 6 割を占める「脳梗塞」は、一年の中でも夏に最も多く発症します。

夏は大量の汗をかくため、体が脱水状態になりやすいことが原因です。脱水が起きると血液中の水分が不足し、粘度が増して血栓ができやすくなります。

夏は脱水による体内の水分不足にも注意し、就寝前にコップ一杯の水を飲むなど、こまめな水分補給に努めましょう。

脳卒中予防の基本は、減塩、野菜をたっぷりとり、禁煙、適度な運動などの生活習慣の改善です。

問い合わせ先 健康長寿課健康推進係 ☎231311

